

認定申請書

平成28年5月16日

(あて先) 茅ヶ崎市長

団体の名称 浜須賀地区まちなちから協議会

代表者住所

代表者氏名

連絡先



茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	浜須賀地区まちなちから協議会
代表者の氏名	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市 [REDACTED]
主として活動する区域	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める浜須賀地区。

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類 (氏名、役職、所属団体)
- (3) 申請する年度の活動計画書及び収支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類



## 1 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

### (1) 現在の状況

浜須賀地区まちのちから協議会の重要事項の決定については、浜須賀地区まちのちから協議会規約第14条及び第21条に規定のとおり、委員により構成される「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うものとしており、平成28年5月現在、委員に公募により選出された1名が参加している。

### (2) 選出の経緯

平成28年3月1日から3月21日までの間、市のホームページ及び広報ちがさきにより公募委員を募ったところ、1名の応募があり、浜須賀地区まちのちから協議会選考委員会議による選考を経て、平成28年3月29日の臨時総会にて公募委員の選任を行った。

### (3) 今後の取り組み予定

平成28年3月29日に選任した公募委員の任期が一年で満了するため、平成28年度事業計画に「公募委員の募集」を位置づけ、平成28年12月より、新たな公募委員の募集及び選任を行う予定。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

# 書類(5)

## 2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

### (1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み

浜須賀地区のすべての市民が参加できる事業として、市民集会（平成27年実績：年1回、参加者数90名）、防災訓練（平成27年度実績：年1回、参加者数545名）を実施しており、いずれもチラシの回覧や浜須賀会館での案内等、幅広く事業への参加を呼び掛けている。その他、テーマ別の事業として、地域内の乳幼児とその保護者の誰もが参加でき、日頃の子育ての悩みや楽しみなどを共有する機会を設けることにより、乳幼児の健全な成長と保護者の悩みの解消に寄与することを目的とした、すこやか赤ちゃんサポート（平成27年度実績：年12回、参加者数350人）を開催しており、参加者から好評をいただいている。

また、本協議会では、「誰もが気軽に意見を言うことができること」を個人の参加の第一歩と考えることから、浜須賀会館に目安箱を設置し、すべての住民を当事者として捉えながら、地域住民ひとりひとりの声を浜須賀地区のまちづくりに生かすための取り組みを行っている。

### (2) 今後の取り組み予定

ごみの減量化、資源化、適正処理の推進を目的として、茅ヶ崎市から委嘱されている環境指導員のうち、浜須賀地区内で活動する者を構成員とした部会を発足し、環境に関する協議や意見交換を行っている。地域内における環境美化に関する取り組みのさらなる推進を図るとともに、特定の分野に興味をもつ住民に対する参加機会を創出するため、ごみや環境に関心を持っている地区内の市民との意見交換の場を設けることを平成28年度事業計画に位置付けており、実施に向けた検討を進めている。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則としてA4を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

# 書類(6)

## 3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

### 1 現在の状況

浜須賀地区まちなちから協議会規約第10条において、会議（総会、役員会、運営委員会、部会）の開催にあたっては、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができず、議事については出席者の多数決により決する旨を規定しており、民主的な運営に努めている。

また、組織の透明性については、民主性を確立するための重要な要素として捉えていることから、広報紙「浜須賀まちなちから」を年3回発行（うち全戸配布1回、回覧2回）し、まちなちから協議会の活動状況や、各団体からのお知らせなどをはじめ、浜須賀地区に関する様々な情報を、積極的に発信している。

なお、委員の男女比については委員30名のうち、男性委員21名に対し女性委員9名となっており、引き続き、性別によることのない幅広い協議が出来る体制を構築していきたい。

### 2 今後の取り組みについて

平成28年度事業計画において「まちなちから協議会のホームページの開設」を位置づけており、広報・情報発信の強化を図ることにより、さらなる組織の透明性を確立していく。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

## 浜須賀地区まちのちから協議会規約

## (名称及び組織)

第1条 この会は、浜須賀地区まちのちから協議会(以下「協議会」という。)と称し、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に規定する市長が告示する浜須賀地区(以下「浜須賀地区」という。)の市民及び地区内で活動する各種団体で組織する。

## (所在地)

第2条 協議会の所在地は、浜須賀会館(所在地：茅ヶ崎市松が丘二丁目8番63号)に置く。

## (目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、浜須賀地区の市民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

## (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浜須賀地区の市民及び各種団体の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 浜須賀地区の各種団体の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) 浜須賀地区の市民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

## (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、委員の数は30名以内とする。

- (1) 浜須賀地区に属する単位自治会の代表者
  - (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
  - (3) スポーツ・健康に関する地域団体の代表
  - (4) 青少年育成に関する地域団体の代表
  - (5) 防犯・安全に関する地域団体の代表
  - (6) 防災に関する地域団体の代表
  - (7) 生活環境に関する地域団体の代表
  - (8) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
  - (9) 地域住民の交流・絆づくりの場を管理運営する地域団体の代表
  - (10) 協議会が推薦する者
  - (11) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

3 役員手当は、別に定める。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに協議会の業務を分担する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、次の職務を行う

ア 協議会の会計の状況を監査すること

イ 会長、副会長及び会計の業務執行の状況を監査すること。

ウ 前各号により不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会にあたっては委員のうち、運営委員会にあたっては委員及び準委員（以下「委員等」という）のうち、委任状の提出があつた者については、出席があつたものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき及び第9条第1項第4号ウの規定により監事から請求があつたときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 委員等の選任及び解任に関すること。

(4) 役員を選任及び解任に関すること。

(5) 規約の制定及び改正に関すること。

(6) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長が就く。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 各部会が協議した事業に関する事項
- (3) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (4) 各部会員の選任に関する事項
- (5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項
- (6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
- (8) その他、委員等から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第22条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(部会の構成)

第23条 委員等の他、運営委員会が選任した部会員で構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任期)

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第26条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会に報告する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第27条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、浜須賀地区の市民から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第28条 事務局は、次の事務を司るものとする。

(1) 会議への出席

(2) 会議の開催通知書の作成及び送付

(3) 会議の資料の作成

(4) 会議の議事録の作成

(5) 会計事務に伴う資料の作成

(6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整

(7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第29条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議でだされた意見等のほか、浜須賀地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月9日から施行する。



附 則

この規約は、平成26年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

【傍聴者用資料】

平成28年度 浜須賀地区まちのちから協議会名簿

H28.4現在

No.	役員	氏名	住所	電話	所属団体	備考
1	会長				松浜自治会会長・浜須賀地区自治会連合会会長 ・浜須賀会館管理運営委員会会長	
2	副会長				浜須賀住宅自治会会長・浜須賀地区社会福祉協議会会長	
3	副会長				菱沼南部自治会会長	28度 交代
4	会計				協議会推薦・(浜須賀会館管理運営委員会委員)	
5	監事				平和町自治会会長	
6					浜須賀会館管理運営委員会副会長	
7					三が丘自治会会長	28度 交代
8					浜須賀自治会会長	28度 交代
9					菱沼海岸緑自治会会長	
10					松涛会自治会会長	
11					翠松会自治会会長	
12					松が丘ハイツ自治会会長	28度 交代
13					菱沼海岸自治会会長	
14					オーベル茅ヶ崎ラチエン通り自治会会長	28度 交代
15					浜須賀地区社会福祉協議会副会長	
16					浜須賀地区民生委員児童委員協議会会長	
17					浜須賀地区体育振興会会長	
18					浜須賀小学校区青少年育成推進協議会会長	
19					緑が浜小学校区青少年育成推進協議会役員	
20					浜須賀小学校PTA会長	28度 新規
21					浜須賀中学校学級代表者会代表	28度 新規
22					環境部会長	28度 新規
23					防災部会長	
24					協議会推薦・(浜須賀会館管理運営委員会委員)	
25					協議会推薦・(浜須賀会館管理運営委員会会計)	
26					公募委員	28度 新規
27						
28						
29						
30						
	準委員				浜須賀中学校	27度～
	準委員				浜須賀小学校	27度～
	準委員				緑が浜小学校	27度～
	準委員				地域包括支援センター「あさひ」	27度～

※本名簿は、取扱いにご注意ください。

○協議会メールアドレス hamasukamachidi@yahoo. co. jp

〔地域担当職員〕 市民自治推進課地域自治担当 大森 光貴  
電話: 82-1111(代表)  
職場メールアドレス: shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

# 書類(3)申請する年度の活動計画及び収支予算書

浜須賀地区まちのちから協議会 28年度事業計画

## 【茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請・事業提案】

28年4月施行の条例に合わせ、浜須賀地区まちのちから協議会として認定コミュニティとなる申請を進める(年度初期)。

また、認定後、協議を経て事業提案、補助交付申請を進める。

## 【広報・情報発信の強化】

浜須賀地区まちのちから協議会として、浜須賀地区をよりよい街にしていくための協議・取り組み状況など必要な情報を発信していく必要がある。

### ○広報紙

・年3回発行

第6号 7/1 (全戸配布：事業提案補助事業)

第7号 11/1 (回覧：運営費補助事業)

第8号 3/1 (回覧：運営費補助事業)

・各号発行前に、編集会議を実施。

※編集委員(10名)＝協議会会長、協議会副会長、協議会会計、  
地区自治会連合会、浜須賀会館管理運営委員会、  
地区民生委員児童委員協議会、地区体育振興会、  
学区青少年推進協議会(2学区)

### ○ホームページ

・茅ヶ崎市まちちから協議会連絡会が作成するホームページに、浜須賀地区まちのちから協議会のページを作成し掲載する。

## 【市民集会】平成28年7月16日(土) 13:30(予定)～

・内容は未定

・6月1日回覧、広報ちがさき6月15日号に掲載

(日時告知、地域課題に関する意見募集(6月23日(木)締め切り))

・役員会(6月24日(金)開催予定)で確認、とりまとめ

## 【地区防災訓練】

実施日時 11月5日(土)

実施体制及び訓練内容等については、協議の上進めていく。

## 【地区乳幼児等サポート事業受託】

・27年1月から協議会主催で始めた「すこやか赤ちゃんサポート」を、毎月第3木曜日に実施。各地区まちちから協議会の実施可能事業としての研究(検証)を兼ねた取り組み。

・28年度も継続実施。事業の周知と合わせ、サポーターを募集する。

#### 【環境部会活動】

- ・ 5月25日（水）午後2時から午後3時30分において浜須賀会館にて、「第1回環境指導員地区会議」が環境事業センター所管で行われる予定。27年度に引き続き、協議会（部会）活動として捉えて行えるよう、環境事業センターと要調整。  
なお、11月にも第2回を開催予定。
- ・ 環境指導員のほか、ごみや環境に関心を持っている地区内の市民との意見交換の場を設ける。  
(年1回)
- ・ その他、適宜部会会議を開催。

#### 【防災部会活動】

- ・ 地区防災訓練実施に際し、自治防災会長、防災リーダー等との連携を図る。
- ・ 地区防災訓練に向けた防災リーダー研修の実施。
- ・ その他、適宜部会会議を開催。

#### 【公募委員の募集】

- ・ 29年度から任期の始まる公募委員を募集する。  
(予定) 28年12月～ 選考要領等の確定（運営委員会で協議）  
29年 2月～ 募集（広報ちがさき1/15号掲載）  
29年 3月～ 決定→年度末の運営委員会です承→29年4月定例総会で承認

平成28年度 浜須賀地区まちのちから協議会当初収支予算

収入

項目	金額(円)	内容
補助金	100,000	市より
繰越金	42	前年度からの繰越金
計	100,042	

支出

項目	金額(円)	内容
事務消耗品	7,000	事務用品等
会議費	8,000	会議用お茶等
役員手当	40,000	会長、副会長、会計
事業費	30,000	広報活動費、市民集会経費等
負担金	10,000	茅ヶ崎市まちちから協議会連絡会負担金
その他	5,042	
計	100,042	